

ネパールにおけるマイノリティとマオイスト運動

Minorities and the Maoist Movement in Nepal

文学研究科社会学専攻博士後期課程在学

植 木 竜 司

UEKI Ryuji

- I. はじめに
- II. ヒンドゥー統治と1990年民主化
 - 1. ネパールの多様性とカースト制
 - 2. 1990年民主化と新憲法
- III. マイノリティの台頭と政治的排除
 - 1. マイノリティの台頭
 - 2. 政治的排除
- IV. マイノリティとマオイスト
 - 1. ネパール共産党マオイストの歴史
 - 2. マイノリティとマオイスト運動
- V. おわりに

I. はじめに

ネパールでは、1996年からネパール共産党マオイストによって展開されている「人民戦争 (People's war)」の問題が、国家の最重要課題として存在してきた。

グローバリゼーションの進展は世界各地で下位国家主体の台頭を促し、一部の地域で民族紛争を引き起す原因となっている。ネパールにおいても下位国家主体の台頭を1990年民主化運動や民主化以降のマイノリティの運動に見ることができる。しかしネパールにおいて90年代中頃から国家に挑戦しているのは、民族やエスニック集団ではなく共産主義を標榜するネパール共産党マオイストであった。もちろん特に第三世界において、民族独立などを目指す集団が「共産党」を名乗って反政府運動を展開する例は珍しいことではなかった。しかし冷戦の終焉によるロシアと東欧の共産党支配の崩壊は社会主義イデオロギーを失墜させ、世界中で共産主義政党の退潮を引き起こすこととなった。そして発展上国においても共産主義政党を含むイデオロギー政党が逆にエスニック集団によってのっとられ

る傾向にある¹。そうした世界の状況のなかで、なぜネパールではマオイストが体制を脅かすほどに勢力を拡大してきたのであろうか。

以上のことを明らかにするため、本稿ではマオイスト問題をマイノリティとマオイスト運動の關係に焦点を当て分析する。まずネパールにおけるマイノリティの形成の歴史や民主化の歴史を振り返る。そしてマイノリティの台頭や90年民主化以降の状況を見ていく。そしてネパール共産党マオイストの歴史を振り返り、マイノリティの台頭との關係で「なぜマオイストなのか」を明らかにする。

II. ヒンドゥー統治と1990年民主化

1. ネパールの多様性とカースト制

南アジアは、例えばインドのパンジャーブ紛争、カシミールでのヒンドゥー・ムスリムの衝突、スリランカのシンハラ・タミル紛争など、民族・宗教の多様性ゆえの紛争が多い地域であるといわれるが、ネパールでは民族的・宗教的紛争はあまり見られなかった²。

国勢調査ではインド・アーリア語系、モンゴル・ビルマ語系を中心に約90の言語と方言が、またインド・アーリア系、モンゴル系を中心に約100のカーストとエスニック・グループが記録されている³。カーストを含め147181km²（北海道の約1.8倍）の国土にこれだけ多くの民族が混在するのは、ネパールが山国であるため「人間の交通はいちじるしく阻害され、どうしても広い範囲の文化交流が難しい」からだと考えられる⁴。国土の海拔は最高が8848メートル（サガルマータ⁵）、最低が63メートル（東ネパール・ジャパ郡ケチャナ村6区のカチャン・カヴァル）である。

文化的多様性にも関わらず、基本的には、ネパールはヒンドゥーの政治形態を持つヒンドゥー王国であった⁶。宗教構成はヒンドゥー教80.6%、仏教10.7%、イスラム教4.2%と記録されている⁷。実際にはヒンドゥー教と他の宗教、特に仏教は融合し識別が困難である。1990年憲法第四条一項はネパールを「ヒンズー的および立憲君主制の王国である。」という規定していた⁸。民族的・文化的に多様な国にもかかわらず、これまでネパールにおいて深刻な民族紛争等が見られなかった要因として、このヒンドゥー・カースト制に基づいた統治があげられる。

1768年、現シャハ王朝の開祖プリチビ・ナラヤン・シャハ王は、カトマンドゥ盆地を攻めマッラ王朝を倒し、翌年カトマンドゥに遷都した。このことをもって西澤憲一郎は「一応ネパール王国成立と見ることができる」としている⁹。プリチビによって、ヒンドゥー教が国教と定められ、ネパールは文字通りのヒンドゥー王国となった。その後もプリチビとその後継者達が領土拡大を続け19世紀末にはほぼ現在のネパール全域を征服した。

ではネパールにおけるカースト制はどのような特徴を持ったものなのであろうか。ここではネパールのカースト制を最初に法典化した「ムルキー・エン」を見ていく。

ジャンガ・パハドゥル・ラナが1854年にあらわした法典ムルキー・エンは、伝統的な社会状況を成

文化したもので、ネパールの社会の歴史において、その制定は間違いなく転換点であった¹⁰。そのため、ムルキー・エンで規定されたカースト制は現在に至るまで、ネパール社会に大きな影響を及ぼしている。

ムルキー・エンのカースト制度は、1). 聖紐を身につけた者（タガダリ）、2). 奴隷化不可能な酒を飲む者、3). 奴隷化可能な酒を飲む者、4). 不浄だが可触のカースト、5). 不可触カースト、に分類し、本来のヒンドゥーのカースト集団（パルパテ）は第1、第4、第5のカテゴリーに、非ヒンドゥーであったエスニック集団は第2、第3のカテゴリー（マトワリ）に、カトマンドゥ盆地のネワールは独自のカースト制を反映して5つのカテゴリーのうちの4つのなかに分散された¹¹。

聖紐（janai）とは、衣服の下の左肩から右脇の下にかけて、輪にして懸けた紐のことで、高位カーストの象徴として高位カーストの男性にのみ身につけることを許されている紐のことである。古典的にはブラーマンとクシャトリヤとヴァイシャ階級にのみ許されている¹²。ネパールでは、この「聖紐カースト」は、タガダリ（taga-dhari、tagaはjanaiの別名、dhariは「身につけている」という意味）と呼ばれ、ムルキー・エンのヒエラルキーの最上位に位置されている。ムルキー・エンの描くところでは、ヴァイシャに相当するカーストはひとつもない¹³。そのため、タガダリには、ブラーマンとクシャトリヤに相当するカーストが含まれると考えられる。

結城史隆はネパールのカースト制における独自の特徴を以下のようにまとめている¹⁴。①カースト（ジャート）と民族が混同されて使われている。②ネパールの国家の中核に居るのは、ブラーマン、チェトリ、そしてネワールの上位カーストの一部の出身者たちであり、カースト制度そのものを維持・拡大してきたのも彼らであるが、大多数のブラーマン、チェトリは農村部に住む小貧農である。③インドではシュードラや不可触民に属する職人的カーストの種類が極めて多いが、ネパールの丘陵地帯では都市住民であるネワールの社会を除いてその種類が非常に少ない。④ティベット・ビルマ語系の民族が第三のヴァルナに相当するものとして、カースト制度に組み込まれているところがある。⑤カトマンドゥ盆地を根拠地とするネワールは、ヒンドゥー教徒と金剛乗仏教徒の両者を含んだ独自のカースト制度を設立、ネパール全体のカースト制度のなかに入れ籠のように入っている。⑥丘陵地帯では、民族集団やジャートが平面的でなく高度によってある程度住み分けをしているところが多い。そして結城は、「このような状況は個別的に起きたことではなく、歴史的経緯のなかで互いに関連しあい、結果として出てきたことである。特に、パルパテ・ヒンドゥーの上位カーストがもともと少数派で、先住の他の集団を巻きこみながら地域的拡大を行っていったことが重要であると思われる」と述べている¹⁵。

佐野麻由子は、「当初、ラナ家に権力と利益を集中させる専制体制の基盤として制定されたムルキー・エンは、地理的・文化的多様性を持ち合わせるネパール国民を、法的には一元的なカースト・ヒエラルキーに、そして文化的にはヒンドゥー的価値観によって統合していった点で、国民統合の装置として機能したといえる。そして「ジャート（カースト・民族）」は、国民を一元的なカースト・ヒエラル

キーに統合する過程で、支配者の価値観を多分に内包する諸カテゴリーの体系となった」と述べている¹⁶。

2. 1990年民主化と新憲法

ネパールがネパール王国という形態になったのは、1768年に、現シャハ王朝の開祖プリチビ・ナラヤン・シャハが、カトマンドゥ盆地を攻めマッラ王朝を倒し、翌年カトマンドゥに遷都してからであるが、近代国家の建設を開始するようになったのは1951年にそれまでのラナ寡頭政治が崩壊してからである。しかしその後のネパールの情勢は不安定であった。1959年には一度、議会制民主主義に基づく原理が大幅に取り入れられた憲法が公布、ネパール初の総選挙が実施されて、ネパール・ कांग्रेस党のB・P・コイララ政権が発足したことがあったが、この政権は、1960年に起きたマヘンドラ国王のクーデターによって国王親政に取って代られる。このクーデターによって、政党政治家は逮捕され、1962年に制定された新憲法では、政党結社と議会制民主主義が全面的に否定されて、パンチャヤット体制が導入された。パンチャヤット体制は、早急な国民国家化を進めることを目的とした体制であった。ひとつの共通の文化と言語を持つ国家を、強制的に作り出すことを目標として、エスニック・コミュニティは法律上の議論から消えることになったのである。パンチャヤット体制は、国際社会のなかで独立・自立を維持し、経済発展を可能にするための国民国家建設として採用されたのだが、非合法となった政治政党や、同質化の過程で抑圧・強制をされたマイノリティなどによって民主化の要求が高まってくる。

1990年に起きたネパール民主化運動は、Jana Andolan（人民運動）と呼ばれている。この運動は、正式には1990年2月18日に開始されたが、運動開始までにさまざまな国内・国際要因が重なっていた。

民主化運動決起の直接の原因は、1989年3月のインド政府が国境封鎖を行ったことであった。国境封鎖により、内陸国であるネパールの経済は悪化し、国民生活に深刻な影響を与えるようになっていった。当初インド政府に向いていた非難の矛先は、事態を一向に解決できないパンチャヤット政府に向けられるようになる。1990年1月18日に、ネパール・ कांग्रेस党の最高顧問で当時75歳であったガネシュ・マン・シンの自宅で「民主主義の回復」を求める कांग्रेस全国代表者会議が開かれ、 कांग्रेस党と統一左翼戦線との間で、「統一戦線」が結成され、大衆運動を起すことが決議され、「民主主義の日」である2月18日（ラナ体制が倒れたことを記念する祝日）から民主化運動が開始された。

運動は、デモや、ゼネラルストライキ、ブラックアウトなどの戦術がとられた。運動が進むにつれ、法律家やトリブバン大学教授、医師団、芸術家なども加わり、官僚、農民、労働者等もそれぞれの立場で参加して、全国的な広がりを見せ、政府はこうした運動を止めることができなかった。

このようななかで、当時のビレンドラ国王は妥協を余儀なくされ、4月8日に憲法から「政党のない」という文言が取り消されることが発表される。これはパンチャヤット体制内で、複数政党制が容認されるということであり、このことをもって2月8日から行われた政党による民主化運動は終結し

た。その後も、祝勝デモや政党の判断を妥協と批判する勢力による集会在連日開かれ、16日には、L・B・チャンド首相が辞任し、国王によってパンチャヤット体制解体が宣言された。19日に kongress 党議長 の K・P・バットライを首相に任命、ネパール・kongress 党、左翼統一戦線、無所属からなる暫定政権が樹立された。

5月11日に憲法改正勸告委員会が成立し、この委員会は5月31日に内閣の助言に基づき憲法起草委員会に改められ、新憲法の草案がつくられた。憲法起草委員会は9月10日、新憲法の第一案を国王に提出、これを国王と暫定政府が幾度か修正し、10月9日国王によって新しい「ネパール王国憲法」として公布施行された¹⁷。

新憲法は、23編、133条、3補則からなっており、立憲君主、二院制の議会、独立した司法、基本的人権の保障、人民に主権が存することが描かれていた。

しかし新憲法は、民主化運動で闘った国王派と政党、政党のなかでは特にkongress 党と共産党という三大勢力の妥協の上につくられたため、曖昧な記述が多かった。特に顕著なことはヒンドゥー的特徴が残されたことであった。

代表が、憲法第四条一項の「ネパールは、多人種的、多言語的、民主的、独立的、不可分的、主権的、ヒンズー的および立憲君主制的王国である。」という規定である。このヒンドゥー国家の採用は、一方ではヒンドゥー王国としてのネパールの宗教的アイデンティティの連続した歴史の尊重であり、他方では1990年後の民主化傾向化での世俗主義の風潮の出現との争いである¹⁸。また、ヒンドゥー国家としてのこの定義は、旗やヒンドゥー教神話と社会の異なった様相を表している紋章のように憲法において言及された多くのシンボルによって強調されていた。

ヒンドゥー教それ自体の扱いはというと、憲法第十九条一項には「何人も、伝統的慣習に適切な配慮を払いつつ、古くから継承されてきた自分自身の宗教を信仰しかつ実践する自由を有する。ただし、何人も、他人をある宗教から別の宗教に改宗させる権利を持たない。」と規定されていた。改宗の問題でいえばヒンドゥー教は、<ヒンドゥーの子に生まれる>ことこそ、実はヒンドゥー教徒たる条件¹⁹であり、一部の改革派宗教団体を除いては基本的に改宗できない。そのためこの規定は他宗の布教禁止の規定であった。強制ではなく自由意志による自主的改宗は認められることになっていたが、この規定がヒンドゥー教以外の伝道的宗教に適用される可能性が常にあった。

国王については、憲法第二十七条一項には「この憲法において、「陛下」という語は、プリチビ・ナラヤン・シャハ大王の子孫でありかつアール文化とヒンズー教の信奉者である現に君臨する国王陛下を意味する。」とあり、また同二項には「陛下は、ネパール国とネパール人民の統合の象徴である。」と規定されていた。つまり特定の宗教=ヒンドゥー教に結び付けられた国王が、国家統一の象徴であるということであった。

言語については、憲法第六条一項は「ネパールの国家は、デバナガリ文字で表記されるネパール語である。公用語はネパール語とする。」と規定、国の言語としてネパール語を定義していた。ネパール

語はネパール国内において最も広くひろまっている言語である。しかし2003年の統計によればネパール語は48.61%の人びとの母語であった²⁰。ネパール語を母語とするのはパルバテ・ヒンドゥーの人たちである。国の多くを占める残りの人びとは、ネパール語をある種の外語としている。憲法は同二項で「ネパール各地で母語として話されるすべての言語は、ネパールの国民的言語である。」としていたが、そのことはそれら言語が公式に使われることを意味しなかった。また憲法第十八条二項には「各社会集団は、自らの子ども達に母語で教育を与えるため、初等教育までの学校を運営する権利を有する。」と規定されていたが具体的な政策は進んでいない。エスニック・グループのエリート達は国語としてネパール語は、ハイ・ヒンドゥー・カーストの支配の象徴のひとつであると見なしている。

また政治政党に関する規定では、憲法第一二条三項で宗教、社会集団、カースト、部族、もしくは地方を基礎にして形成されたあらゆる政治組織または政治政党の承認を否定していた²¹。このことから非ヒンドゥー提携だけが、コミユナルと見なされていることは見られることが明らかであった。もちろん国家自体はヒンドゥー同盟によるコミユナルとはみなされなかった。これはさらに、1990年以降に、地域の党が、それらがヒンドゥー国家に反対しなかった限り認められていたが（例えばネパール・サドバーパナ党²²）、それらがヒンドゥー国家に反対したり、モンゴル・ナショナル組織のようにエスニック・グループの運動をサポートした時は拒絶されたという事実によって確認された²³。

国会、特に上院（国民議会）に対してもエスニック組織から批判が出ていた。上院はある種の下院の反復であり、下院の政党勢力に従って、下院が上院のメンバーの60人のうち35人が任命した。エスニックの人びとは代わりに、上院の議員が、ネパールのすべてのグループが代表されるように望んだ。1991年に下院が初めて構成されていた時、そのメンバーの40%はバウンであった。そしてそれは上院の数値も同様であった²⁴。

Ⅲ. マイノリティと政治的排除

1. マイノリティの台頭

前章で見てきたとおり1990年にパンチャヤット体制が崩壊し、代わって議会制民主主義が採用される。しかし90年民主化後も「ヒンドゥー国家」の概念は継続し、事実上のカースト支配が継続した。そんななかで特に、開発の遅れた西部や山地、あるいは少数派諸集団の運動が激しくなり、いくつかの集団が、文化、言語、宗教保護のため自分たちを組織した。

ネパールにおいては、非ヒンドゥーの人びとがカースト制に組み込まれる形で、国内統治が形成されてきた。それを法典化したのがムルキー・エンである。これによりバウンとチェトリによるハイカースト支配が法的に確立された。そのためここでは、バウンとチェトリ以外の被支配の人びとをマイノリティとする。これにはネパール語で「ジャナジャティ」として一括されるエスニック・グループやカースト、バウンやチェトリと同じインド・アリア系でダリットと呼ばれる人びとなどが含まれる。

「ジャナジャティ」の定義は曖昧である。ネパール政府は先住人民 (Indigenous people) の概念を認めていないが、1999年に61のジャナジャティ (nationalities) の存在を認めている。その後、2002年に制定された「先住のナショナルリティ発展のための国民基金法 (National Foundation for the Development of the Indigenous Nationalities Act)」では59のジャナジャティ・グループの存在を認めている²⁵。ネパールの国家人権委員会のレポートではジャナジャティを「自身の領土区域、母語、宗教、文化を持っているが、ヒンドゥーの4つの階級には入らず、カースト・ヒエラルキーに結びつかないエスニック・グループの人びとのこと」であるとしている²⁶。

ネパールにおいては最大のエスニック・グループ/カーストであるチェトリでさえ、全体の15.8パーセントにしかならない。そのため本稿でマイノリティとした総体が、数的に少数派であるということではない。

ネパールのマイノリティは、多様性が原因で、彼らの関心の事柄が本質でもとても似ていたとしても、それらが社会のとても小さな部分を代表しただけであった。それでそれらの組織は非公式に交渉をはじめ、それは「すべてのナショナルリティの権利のためのフォーラム (Sarvajati Adhikar Manc)」となった。さらなるステップは1990年の民主化運動におけるエスニック・グループの活動参加であった。現在それは「さまざまな宗教、言語、ナショナルリティ活動委員会 (Vividh Dharma, Bhasha, Jati tatha Janajati Sandharsha Samiti)」の名の下にある²⁷。また1990年に、ネワール、タマン、マガール、グルン、リンブー、ライなどの7つのエスニック・グループが集まって、民族組織NEFN (Nepal Federation of Nationalities) が設立された。1995年までにNEFNは、タルー、タカリ、シェルパなどの合計21の組織を統合し、ネパール最大の民族組織となっている²⁸。

他方、1990年民主化後、山地のティベット・ビルマ系を基盤としてつくられた「人民解放のための民族戦線 (the National Front for the Liberation of the People)」が初の政治政党として設立された。他の政党では、カジェンドラ・ジャング・グルン率いる「ジャナジャティ党 (the Janajati Party/ minorities party)」があり、行動様式においてより暴力的で、王国を12のエスニックの自治州に分割することを求めるキャンペーンをした²⁹。

2. 政治的排除

このようにマイノリティの政治化は進み、特に1990年民主化以降、エスニック・グループによりいくつかの政治政党が設立された。しかし1991年の選挙でも1994年の選挙でも、これらエスニック組織からは当選を果たす者はでなかった。エスニック・グループの権利のために闘っている最も強力な組織が存在し、リンブーによって支配されたブロックを形成するいくつかの区域と隣接する東部山岳部においてさえ、族戦線は共産党に次いで二番目であった。

これらの政治的敗北は第一に、下院の選挙に小選挙区制を採用されたことがあげられる。上院の選挙制度に対する批判は前章で取り上げたが、上院は下院の補完的機関である。その下院に、小選挙区

制が採用された。谷川昌幸によると、ネパールは、歴史的に立憲君主制の英国との関係が深く、王政復古後の民主化過程において英国の憲法学者の助言を仰ぎつつウェストミンスター型議会制を取り入れ、選挙制度も英国にならい1959年憲法で小選挙区制を定め、1980年のパンチャヤット体制下での国会選挙でもそのまま踏襲された³⁰。1990年に民主化が達成され憲法で「多民族、多言語国家」と既定されることになったが、民主化運動の中心にいた政党や政治家は、小選挙区制になれていたし、有力政党にとって有利な小選挙区制が採用された³¹。谷川は、「小選挙区制度は相対的な最多得票者がその選挙区の1議席を独占する制度（first-past-post system）であり、大政党に有利である。最も基本的なところでは文化的同質性がある（と想定されている）社会では、小選挙区制は政治的意見を2つに集約し、それぞれを代表する二大政党を育て、政党政治を機能させるだろう。ところが、そうした文化的同質性の前提が崩れると、小選挙区制はうまく機能しなくなる。異質な少数派は、選挙戦を通して多数派に同化することもなければ、自らを多数派にする見込みもない。少数派は常に少数派であり、小選挙区制の下では投票しても死票になるだけで、政治的に代表される可能性はない。」と述べている³²。このような選挙制度はエスニック・グループなどのマイノリティ政党にとって明らかに不利であった。小選挙区制はマイノリティを政治的に排除するシステムであったのである。

第二に、全国レベルでは重要性を減らしてしまう彼らのアイデンティティ形成の主張の間での不可避な不一致によってだけでなく、人びとが投票を行う時に彼らの日常生活を改善しそうなプロジェクトに賛成の投票をすることを好むという事実によっても説明されている。誰もが飲み水、仕事、及び教育について心配しており、共産党を含む全国的な党はこれらの問題についての政策で票を勝ち取っている³³。

ダリットと呼ばれる下位諸カーストも組織化され、「ダリット協会」が設立されているが、人口面での勢力は小さく（全体の人口の13.09パーセント³⁴）、そのなかもまた鍛冶屋、仕立屋、皮職人等のカーストに分かれ、識字の程度も総じて低いため、選挙制度を含む政治制度の枠内では、その代表選出力、発言力は限定的なところに留まざるをえなかった³⁵。

表1は下院に占めるエスニック・グループ／カースト別の代表者数であるが、パルバテ・ヒンドゥー・ハイ・カーストの割合が人口比に比べてかなり高い。1991年の総選挙での議席数を見ると、パウンとチェトリ+タクリは同年、人口における割合が合計31.6パーセントで、205議席中116議席、56.7パーセントを獲得している。それに対し先住民、エスニック・コミュニティは人口における割合が35.5パーセントで、62議席、30.3パーセントしか獲得していない。ダリットに至っては、人口における割合が11.5パーセントを占めるにもかかわらず、1議席、0.5パーセントであった。これは、エスニック・グループやダリットを基盤とする政党が政治的進出に失敗したのみならず、主要政党内においてもこれらマイノリティが高い地位につけないこと、排除されていることを示唆している。

表2は、主要機関におけるカースト／エスニック・グループの人数を記した表であるが、主要機関のポストの多くも人口の割合を大幅に超えてパウン、チェトリが占めていることがわかる。またカト

マンドゥ盆地のマジョリティであるネワールも多くのポストを得ている。それに対しエスニック・グループやタライ、ダリットの人びとは人口の割合に比べて、これらのポストを得る率が低い。

以上のことからわかるように、エスニック・グループやロー・カーストの運動に対する国家の対応は民主化以降も改善しなかった。主流政治家の怠惰な態度への憤慨は1990年代にわたって増していった。

民主主義国において政治的排除は、「排除された人びとが政治的 대표権や影響力を持たないことに起因している。排除された人びとは発言権をもたない。なぜなら、彼らをひとつの政治勢力にしてくれるような、彼らの特殊な利益を政治的に代表するものが存在しないからである。社会的排除は [このようにして] 参加を妨げることで、[選挙では] 得票数において永続的に劣るマイノリティを生み出す」³⁶。また「発展途上国における政治排除の事例は、排除の経済的次元や社会的次元よりも複雑である。多くの国が民主化している一方で、自由主義的で民主主義的な政治形態の普及は、多くの場合ひとびとに対するエンパワーメントに結び付けられない。民主主義はほとんどの場合、現存する権力関係の根本的な変化—これこそ民主主義と政治的自由という観念の核心にあるもののだが—を欠いた自由な選挙と見なされてきたのである」³⁷。ネパールにおいても民主化が達成され選挙が実施されてもエスニック・グループやロー・カーストの人びとは、政治的に排除され続けてきた。

<表1：下院（1991～1999年）におけるグループの代表者>³⁸

年	バウン	チェトリ+ タクリ	先住民、エ スニック・ コミュニティ	タライの 人びと (マデシ)	ダリット	ムスリム	その他	合計
人口における割合 (1991年)	12.9	18.7	35.5	16.1	11.5	3.5	1.8	100
1991年 議席数 (%)	77 (37.6)	39 (19.1)	62 (30.3)	21 (10.2)	1 (0.5)	5 (2.4)	-	205(100.0)
1994年 議席数 (%)	86 (42.0)	40 (19.5)	51 (24.8)	24 (11.7)	-	4 (2.0)	-	205(100.0)
1999年 議席数 (%)	77 (37.6)	44 (21.5)	55 (26.9)	26 (12.7)	-	2 (1.0)	1 (0.5)	205(100.0)

<表2：主要機関とカースト/エスニック・グループ、1999年>³⁹

機関	バウン チェトリ (カス)	先住(モン ゴル系/キ ラート)	マデシ	ダリット	ネワール	その他	合計
裁判所	181	4	18	0	32	0	235
立憲組織 ⁴⁰	14	2	3	0	6	0	25
内閣	20	4	5	0	3	0	32
議会	159	36	46	4	20	0	265
行政	190	3	9	0	43	0	245
政党指導者	97	25	26	0	18	0	166
地方自治体村落委員会議長/副 議長/村長/副村長	106	23	31	0	30	0	190
工業/商業指導者	7	0	15	0	20	0	42
教育界指導者	75	2	7	1	11	1	97
文化・学術的・専門家、指導者	85	6	0	0	22	0	113
科学/技術	36	2	6	0	18	0	62
市民社会指導者	41	1	4	0	8	0	54
合計	1011	108	170	5	231	1	1526
パーセンテージ	66.25	7.08	11.14	0.33	15.14	0.07	100
人口割合 (%)	31.6	22.20	30.90	8.70	5.60	0.10	100
差 (%)	+34.65	-15.1	-19.76	-8.37	+9.54	-0.03	

(注) マデシ(タライの人びと)の内9パーセントは先住の人びとであり、ネワールも先住コミュニティである。

V. マイノリティとマオイスト

1. ネパール共産党マオイストの歴史

ネパール共産党マオイストの起源は、1960年の中ソ分裂の激化した時に、親ソのネパール共産党と分かれ、いわゆる第4回会議を開催したことにさかのぼる。このグループはもともとモハン・ビクラム・シンとニルマル・ラマが率いていたネパール共産党第四次総会として知られるようになる。しかし1976年の中国の「4人組」の打倒の後に、いくつかのグループに分裂した。新中国のリーダーシップを認めた他のグループと同様に、第四次総会派はそれ自体ニルマル・ラマが率いたが、モハン・ビクラム・シン率いるネパール共産党マサル(Masal)は「中国修正主義」と公然と非難した。

マサルは1976年の中国における「四人組」打倒で弱っていたマオイスト政党の国際的再グループ化に加わった。1984年にロンドン行われたマオイスト政党と組織の第2回国際会議に代表者が参加した。そこでは革命的国際主義運動(RIM)が結成された。そのなかにはペルー共産党一輝ける道(PCP-SL)も参加しており、マサルはPCP-SLの革命戦争への熱心な支持を表明し始めるようになる⁴¹。

しかしこのマサルも1985年の党第五次総会の後にモハン・ビクラム率いるネパール共産党マサル(Masal)と、モハン・バイダヤとプシュパ・カマル・ダハル率いるネパール共産党マサル(Mashal)に分裂する。ダハルは現在のマオイストの指導者、プラチャンダ(ゲリラ名)である。

1990年のネパール・ कांग्रेस党とともに民主主義回復運動を展開した統一左翼戦線には、ニルマル・ラマの第四次会議は参加したが、マサル (Masal) もマサル (Mashal) も参加しなかった。 कांग्रेस党と手を結ぶこと、共産主義のイデオロギーに反する複数政党制の復活を運動の目標に掲げることに最後まで同意しなかったのである⁴²。マサル (Masal) とマサル (Mashal) は他のより小さいいくつかのグループと協力して、統一全国人民運動の形で、パンチャヤット体制と闘った⁴³。

1990年10月、第四次総会派、マサル (Masal)、マサル (Mashal) などが合併して、ネパール共産党統一中央がつくられる。新党の書記長にはプラチャンダが選ばれた。この統一中央から1991年に行われた総選挙用の表組織として、統一人民戦線 (UPF) が結成される。主な構成メンバーは、バブラム・バットライ、リラマニ・ポクレル、ニランジャン・G・ヴァイジャ、プラチャンダで、バブラム・バットライが議長となる。彼らは議会制は認めないが、選挙を手段として利用し勢力を拡大して革命へ導くという戦略を採った⁴⁴。統一人民戦線は9議席を獲得した。1991年、統一中央は、第1回党大会を開き、「新民主主義革命を目指して、持久的武装闘争を進める」とし、党を半地下組織とすることが決まった。

1994年5月、統一中央は、武装暴動を行う機が熟しているかどうかでニルマル・ラマ派とプラチャンダ派に分裂する。ラマが反対し、プラチャンダがこれに賛成した。これに従って統一人民戦線も分裂し、バブラム・バットライ議長はプラチャンダ派の支持にまわり、ニランジャン・G・ヴァイジャがラマに近いほうを率いた⁴⁵。

この分裂は、1994年11月の中間選挙の数ヶ月前に起きた。選挙委員会がニルマル・ラマ派の統一人民戦線を認定した後、バットライ派は選挙をボイコットすることを要求する。統一人民戦線を認定した選挙委員会の議長であったアミク・シェルチャンは、2つの派閥を分けた主要なポイントは、「人びとを (議会の) 矛盾に気づかせるために」、公開討論として議会を利用するかどうかであったと述べている⁴⁶。

1995年3月、プラチャンダ派は、統一中央からネパール共産党マオイストに改名する。

1996年2月4日にはバブラム・バットライが統一人民戦線議長の地位で、ネパール・ कांग्रेस党のシェル・バハドゥール・デウバ政権に対して「40項目の要求書」を提出する。この要求を政府は黙殺し、マオイストは1996年2月13日に人民戦争を開始し、中西部や西部を中心にゲリラ戦を展開、98年末には第4回党大会を開き、人民戦争の次の目標を人民政府設立のための「根拠地」建設に決めた。2000年12月20日にはルクム郡バンピコットで「人民政府」設立を宣言した。

ネパールのマオイストは、中国での革命の経験をもとにして、彼らの人民戦争のプロセスを、戦略的防御、戦略的均衡、戦略的攻撃の3段階に分けている。2001年11月でマオイストの運動は、戦略的防御の段階は終了した。第3の段階では、反乱軍が政府軍より強くなり、中央政府を攻略することになっている⁴⁷。

マオイストは2001年2月に第二回国民会議を組織した。その会議が、マオイストが人民戦争の狭い

境界線を超えた方針と計画を拡大したターニングポイントであった⁴⁸。党声明で「プラチャンダの道」を宣言し、従来の人民戦争に加え武装暴動を進める一方、幅広い統一戦線の結成と新憲法制定のための暫定政府の設立を呼びかけた。プラチャンダの道の目的は、村におけるマオイストの根拠地を拡大するために人民戦争を使うことと、政府を打倒するためにこれらを中央における人民の蜂起を呼びかけるプラットフォームとして使うことである⁴⁹。「人民の複数政党民主主義」の方針がネパール共産党統一マルクス・レーニン主義の新書記長マダン・バンドリによって導入され、バンドリの党は議会制民主主義の囲いのなかに連れ込まれているなか、「プラチャンダの道」はマオイストが、窮地に陥っていた共産原理主義に抜け出す道を提供させることを可能にした⁵⁰。

2. マイノリティとマオイスト運動

では、以上で論じてきた民主化・マイノリティの台頭とマオイストの運動はどのような関係があるのであるか。

ネパールは、建国以来ヒンドゥー国家と位置づけられ、カースト制による支配が続いてきた。カースト制は、多様な人びとが混在する国内を細かく分断して統治するシステムであったといえる。それが、近代化の必要性により国民国家化が目指されネパール語を母語とするネパール国民を作り出すプロジェクトが1960年代から進められるようになる。これがパンチャヤット体制であった。しかし、ヒンドゥー国家である規定は変更されず、カースト差別は禁止されたがカースト制自体は解体されなかったため、これは結果として国王を頂点としたハイ・カースト支配と、それへの同質化であった。

そのようななかで急激に進展するグローバリゼーションは国内の民主化を進め、1989～90年には、当時非合法であった政治政党を中心とした民主化運動が起こり、議会制民主主義が回復する。民主化は様々なエスニック・グループやロー・カーストの政治化、組織化を進め、彼らのアイデンティティを強化していった。しかしエスニック・グループやロー・カーストによって組織された政党は、彼らひとつひとつが分断されすぎておりまとまることが困難であったこと、下院の選挙制度に小政党には不利な小選挙区制が採用されたこと、また彼らの関心がアイデンティティに基づく要求より貧富の格差が進むなかでもっと生活に密着した問題にあったことなどにより、議会において勢力を伸ばすことができなかった。

政治的排除は「基本的権利と市民的自由をあたえる国家は、中立的な機関でなく、社会における優勢な階級の手段であるという観念に関連している」⁵¹が、民主化後政権に就いたネパール・ कांग्रेस党などの議会政党も、エスニック・グループやロー・カーストなどマイノリティの要求に応じることはなく、慣習的に残るカースト差別は、カーストやエスニックを基盤に経済格差を広げる原因となった。教育が急激に普及したにもかかわらず、中等教育や大学教育を受けたエスニック・グループやロー・カースト出身者に雇用は少なく、議員や歴代の首相とはじめとする閣僚、公務員や軍隊は、ハイ・カーストの人びとで占められ、彼らの不満は高まる一方であった。民主化がなされたにもかかわらず、政治

的排除は続いたのである。

ネパールでは、特に政治的排除がこの地域特有の「カースト制」に結びついていた。カーストによる人びとの分断は非常に細かいものであり、彼らの運動を拡大することを困難にしていた。このことを認識し、貧困とマイノリティの相互関係を利用して勢力を拡大したのがマオイストであった。エスニック・グループやロー・カーストの運動に対する国家の対応は民主化以降も改善しない、しかしエスニック・グループやロー・カースト自身は政治的に進出することに失敗している、このような状況がマオイスト支持の拡大につながったのである。「合法的方法では打開の方向を見いだせない人びとが非合法活動に向かった」のだった⁵²。

ディーパック・タパは、マオイストたちはこのエスニック・グループの不平を認識することに迅速であった、と述べている。彼らは選挙の道を捨てて、「グループレベル」権力基盤を開発することに戻る必要があると決めて、エスニシティと貧困の間に見られる相互関係を利用して、彼らの目的にそれを乗せようとした。従って彼らは、エスニックの要求を階級闘争の彼らのイデオロギー的プログラムに追加した。以下のように宣言している。「ひとつの宗教（すなわちヒンズー教）、言語（すなわちネパール語）、及びナショナリティの覇権を維持するために、この国家は数世紀にわたり他の宗教、言語、及びナショナリティに対して差別、搾取、及び抑圧をし、国の適切な開発と保障に不可欠な国民の統一の力を砕くために共謀した」⁵³。

またアンドリュー・ニクソンは、教育、エスニシティと過激主義の関係を述べ、「エスニック少数者と他のロー・カーストのなか等学校・大学卒業者によって経験された経済や社会的な挫折は、平等と民主主義の新しい共和国を約束するマオイストのすべての包含する政治的イデオロギーへの支持に変換されることができた」としている⁵⁴。

以上のようなことを背景に、マオイスト指導部はマイノリティの人びとの取り込みに成功していった。マオイストの拠点はロールパ郡とルクム郡であるが、この地域はマガール（国で最も大きいジャナジャティのグループ）の大部分を含んでいる。このことからエスニックの人びとへのこの意思表示は戦術的に動機づけられたものであることがわかるが、ともかく、その戦略はこの地域において目的にかなったようであった。マオイストたちは、リンプー解放戦線、クンブー民族解放戦線、マガール解放戦線、タルー民族解放戦線、タライ解放戦線、ネワール協会といったエスニック集団や地域主義集団を創設したり提携したりしていった⁵⁵。「彼らに民族部隊を組織させるよう、さまざまな解放戦線を用意した。虐げられた民族集団の貧困と不平等による不満を、巧みに利用した」のである⁵⁶。

マオイストが支持を広げ拠点を築いていった西のほうの地域は、社会的差別や絶対的貧困に苦しむ人々が多く存在する地域であり、識字率も著しく低い地域である。「村民は、エスニックの自治を欲して活動家になるが、革命を支持することが新しい国家の熱心な擁護者になることの逆説に気づかない。イデオロギーの原理は、行動の必要性の前にめったに明示にされない。彼らのプロジェクトは同じでなくても、マオイストのニーズと、村民のニーズは一致する。マオイストのテクニックは、そのよう

な曖昧な表現をすっぱり覆うことを可能にしている」⁵⁷。サウバギヤ・シャハは「ネパールのマオイストは著しいイデオロギー的柔軟性の度合いと故意の曖昧さを見せ、特に、矛盾したポジションを維持することについて巧みである」と述べている⁵⁸。

V. おわりに

本稿は、ネパールにおけるマイノリティの台頭とマオイスト運動の関係を検討し、なぜネパールにおいてマオイストが台頭してきたかを明らかにする試みであった。

マオイストの1996年の「人民戦争」開始以来内戦が続いてきたネパールにおいては大量の武器が拡散してしまっており、和平が成立して指導者によって人民戦争終結が宣言されたとしても紛争や武力衝突が続く可能性がある。こうした問題を乗り越え根本的な解決をするためには、本稿で見てきたような「カースト制」に結びついたマイノリティの排除の問題に取り組むが必要になってくる。『世界開発報告2003』には、以下のように述べられている。

特定集団に貧困が集中しているということは、意思決定者が特に周辺部からの信号に対して敏感ではないために、国の潜在力が浪費されているということを示唆する。武力抗争を阻止すべく不満集団の面倒をもっとよくみるということが、政府指導者には政治的にできないということかもしれない。たとえば民主主義を拡大することによって、制度を適応させていくことにも役立つ。 —中略— 実際のところ、民主主義（あるいは新しいグループへの大胆な参政権拡大）は再配分の公約ともいえる。多くの国では民主主義は社会的緊張に対応して拡張されてきており、不平等の段階的な削減をもたらしてきた⁵⁹。

ここで述べられているように、周辺化された不満集団の政治的に排除されている状況の改善から取り組むことが武力抗争を阻止することにつながる。

問題の中心は、1990年民主化以降もマイノリティが政治的に排除されたままであったことにある。排除の政治的次元は、基本的権利と市民的自由をあたえる国家は中立的な機関ではなく、社会における優勢な階級の手段であるという観念に関連している。したがって、国家の役割は社会的排除の克服にとって重要である⁶⁰。経営コンサルタント兼ケンブリッジ大学シドニー・サセックス・カレッジ上級研究員のアジット・S・バラと、フランス人でベルギーのカトリック・ルーヴァン大学経済開発学教授のフレデリック・ラペールは、彼らの共著『グローバル化と社会的排除：貧困と社会問題への新しいアプローチ』において、「社会的排除はまた、政府の介入や立法を通じて、より直接的な仕方でも克服されるだろう。中国における少数民族やインドにおける低カーストにあたえられる教育制度の特別な入学枠は、恵まれない人びとや社会的に排除された人びとの利益となるような積極的差別の実例で

ある」とし、「こうした活動は、社会におけるある特定の部分集団を故意に排除しようとする根強い先入観を克服するためには必要であろう」と述べている⁶¹。

問題をマオイストのように暴力的手段に訴えるのではなく、平和的に解決する方途を探る必要がある。そのために、特に本稿で見てきた政治的排除の改善から取り組むことが求められている。

¹ Fred Parkinson, 'Ethnicity and Interdependent Statehood', Robert H. Jackson/Alan James (eds.), *States in a Changing World: A Contemporary Analysis*, Oxford: Clarendon Press, 1993, p339.

² まったくなかったわけではない。例えば、タライ地域におけるヒンドゥー教徒とイスラム教徒との衝突や山岳民族であるカンパの大規模な武装蜂起など（山本真弓『ネパール人の暮らしと政治』中公新書、1993年、112頁。）。

³ Central Bureau of Statistics, *Statistical Year Book of Nepal 2003*, His Majesty's Government National Planning Commission, pp.21-32.

⁴ 川喜多二郎『ネパールの人と文化 一学術調査隊の記録一』古今書院、1970年、10頁。

⁵ エベレストのネパール名。

⁶ Rajendra Pradhan 'Ethnicity, caste and pluralist society', Kanak Mani Dixit and Shastri Ramachandaran (eds.), *State Of Nepal*, Himal Books, 2002, p.3.

⁷ Central Bureau of Statistics, *op.cit.*, p.16.

⁸ ネパール王国憲法第四条(一)「ネパールは、多人種的、多言語的、民主的、独立的、不可分の、主権的、ヒンズー的および立憲君主制の王国である。」。以下1990年憲法条文の和訳は、谷川昌幸訳『ネパール王国憲法』ネパール研究会、1994年、を参照した。

⁹ 西澤憲一郎『ネパール社会構造と政治経済』勁草書房、1987年、33頁。

¹⁰ Andras Hofer, *The Caste Hierarchy and the State in Nepal: A Study of the Muluki Ain of 1854*, Himal Books Classics, Second edition, 2004, (First published in 1979 by Universitatsverlag Wagner, Innsbruck), p.1.

¹¹ 各集団の分散についてはRajendra Pradhan, *op.cit.*, pp.8-9を参照。

¹² 三瓶清朝『ネパール紀行 一文化人類学の旅』明石書店、1997年、108頁。

¹³ 同上、107～108頁。

¹⁴ 結城史隆「ネパール社会における二つのシステム」、溝口雄三・浜下武志・平石直昭・宮嶋博史編『アジアから考える[3] 周縁からの歴史』東京大学出版会、1994年、154～156頁参照。

¹⁵ 同上、156頁。

¹⁶ 佐野麻由子「ネパールのカースト・民族に関する一考察 一多民族／多文化社会をめぐる議論を出発点として一」『社会学研究科年報』No.9、立教大学大学院社会学研究科、2002、52頁。

¹⁷ 谷川昌幸訳前掲書、「訳者解題一ネパール革命と1990年憲法」、117頁。

¹⁸ Krishna Hanchhethu, 'Nepal: Confronting Hindu Identity', *South Asian Journal*, 2, October-December, 2003.

¹⁹ 荒松雄『ヒンドゥー教とイスラム教 一南アジア史における宗教と社会一』岩波新書、1977年、69頁。

²⁰ Central Bureau of Statistics, *op.cit.*, p.21.

²¹ 憲法第一一二条(三)「上記第二項に述べた目的を持って、または宗教、社会集団、カースト、部族もしくは地方を基礎にして、組織された政治団体または政党に対し、選挙管理委員会は承認を与えてはならない。」

²² Nepal Sadbhavana Party (NSP: ネパール友愛党)。主としてインド系のタライの人々で構成されている。

²³ Karl-Heinz Kraemer, 'The janajati and the Nepali state: aspects of identity and integration', 1998, *Nepal Research Website*.

(<http://www.nepalresearch.org/publications/paris.htm> 2004年5月6日アクセス)

²⁴ *Ibid.*

²⁵ National Human Rights Commission, *Human Rights in Nepal: A Status Report 2003*, National Human Rights Commission Nepal, 2003, p.94.

²⁶ *Ibid.*

-
- 27 Karl-Heinz Kraemer, 1998, *op.cit.*
- 28 David N. Gellner, 'Ethnicity and Nationalism in the World's only Hindu State', David N. Gellner/ Joanna Pfaff-Czarnecka / John Whelpton (eds.), *Nationalism and Ethnicity in a Hindu Kingdom: The politics of culture in contemporary Nepal*, Harwood Academic Publishers, 1997, p.20.
- 29 Anne de Sales, 'The Kham Magar Country, Nepal: Between Ethnic Claims and Maoism', Deepak Thapa (ed.), *Understanding the Maoist Movement of Nepal*, Martin Chautari, 2003., p.69.
- 30 谷川昌幸「1990年代ネパールの代議政治(1)」『長崎大学教育学部 社会科学論叢』第60巻、2002年3月、16頁。
- 31 同上、17頁参照。
- 32 同上、16頁。
- 33 Anne de Sales, *op.cit.*, p.71.
- 34 Central Bureau of Statistics, *op.cit.*, p.27.
- 35 石井溥「地域と住民」、石井溥(編著)『流動するネパールー地域社会の変容ー』東京大学出版会、2005年、54頁。
- 36 アジット・S・バラ/フレデリック・ラペール共著(福原宏幸/中村健吾監訳)『グローバル化と社会的排除：貧困と社会問題への新しいアプローチ』昭和堂、2005年、28頁。(A.S.Bhalla and Frederic Japeyre, *Poverty and Exclusion in a Global World*, Second Revised Edition, Palgrave Macmillan, 2004.)
- 37 同上、213頁。
- 38 Sanjaya Serchan, *Democracy, Pluralism and Change: An Inquiry in the Nepalese Context*, Chhye Pahuppe, 2001, p.54, Table3, をもとに作成。
- 39 Neupane, Govinda, *Nepalko Jatiya Prashna* (The Question of Nationalities), Centre for Development Studies, 2000. (ネパール語)
- 40 王室、国家評議会、議会事務局、最高裁判所、権力乱用調査委員会、会計検査長官事務所、公務委員会、司法長官事務所、司法協議会のこと。
- 41 R.Andrew Nickson, 'Democratisation and the Growth of Communism in Nepal: A Peruvian Scenario in the Making?', Deepak Thapa (ed.), *op.cit.*, pp.8-9.
- 42 小倉清子『王国を揺るがした60日』亜紀書房、1999年、15～16頁。
- 43 Deepak Thapa, 'Radicalism and the Emergency of the Maoists', Michael Hutt (ed.), *Himalayan People's War: Nepal's Maoist Rebellion*, Indiana University Press, 2004, p.35.
- 44 谷川昌幸前掲論文、19頁。
- 45 Deepak Thapa, *op.cit.*, (2004), p.36.
- 46 Deepak Thapa, 'The Maobadi of Nepal', Kanak Mani Dixit/ Shastri Ramachandaran, *op.cit.*, p.81.
- 47 Sudheer Sharma, 'The Maoist Movement', Michael Hutt (ed.), *op.cit.*, p.51.
- 48 *Ibid.*, p.53.
- 49 *Ibid.*
- 50 *Ibid.*
- 51 アジット・S・バラ/フレデリック・ラペール共著前掲書、30頁。
- 52 石井溥「地域と住民」、石井溥編著前掲書、54頁。
- 53 Deepak Thapa, 'The Maobadi of Nepal', *op.cit.*, pp.86-87.
- 54 R.Andrew Nickson, *op.cit.*, p.30.
- 55 Saubhagya Shah, 'A Himalayan Red Herring?: Maoist Revolution in the Shadow of the Legacy Raj.', Michael Hutt (ed.), *op.cit.*, p.219.
- 56 マヘンドラ・ラマ(野津治仁訳)「国家非常事態の中のネパールーマオイズム運動とは何か」『世界』2002年8月、210頁。
- 57 Anne de Sales, *op.cit.*, p.83.
- 58 Saubhagya Shah, *op.cit.*, p.221.
- 59 世界銀行(田村勝省訳)『世界開発報告2003』シュプリンガー・フェラーク東京、2003年、296頁。
- 60 アジット・S・バラ/フレデリック・ラペール共著前掲書、30頁。
- 61 同上、30～31頁。